

平成20年 4月 1日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について（通知）

生活保護の医療扶助については、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知）により取り扱われているところであるが、同通知の一部を下記のとおり改正し、本日より適用することとしたので、丁知の上、その取扱いに遺漏のないよう配慮されたい。

医療扶助の移送費の給付に関しては、先般、多額の不正受給事件が発生するなど不正受給が疑われる事案や過大給付と思われる事案等も見受けられたことや、給付の範囲等について各自治体によって取扱いが様々であったことを踏まえ、移送費の給付範囲の明確化を図ることとしたので、各自治体におかれては、この内容を踏まえ適正な給付決定を行うよう十分な配慮を願いたい。

なお、今回の改正に基づき、これまで移送費を給付していたものについても、改めてその給付内容の適否を検討するとともに、当該検討によりこれまでの運用等の変更を行う必要が生じた場合については、速やかに是正の措置を講じられたい。

また、この通知の適用の際、現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り纏って使用して差し支えないこと。

記

1. 本文及び別紙について、別添の新旧対照表のとおり改める。
2. 様式第17号及び様式第23号の7中「老人訪問看護」を削る。

(新)

必要な額を認定して差し支えないこと。

- (6) 指定医療機関が、医療券によって診療を行なった場合には、診療報酬明細書又は訪問看護療養費明細書に必要事項を記載して発行した福祉事務所ごとにとりまとめ、当月診療分を所定の様式による診療報酬請求書添付を添えてこれらの書類を翌月10日までに当該指定医療機関の所在する都道府県のう。)に提出させるものとする。

5~8 (略)

9 移送の給付

(1) 給付の範囲

ア 一般的給付

移送の給付については、国民健康保険の例により、次に掲げる範囲の移送について給付を行うものとする。

(ア) 負傷した患者が災害現場等から医療機関に緊急に搬送される場合

(イ) 腫瘍等で病状にかかり、又は負傷し、その病状が重症であり、かつ、病状が発生した場所の付近の医療機関では必要な医療が不可能であるか又は著しく困難であるため、必要な医療の提供を受けられる最寄りの医療機関に移送を行う場合

(ウ) 移動困難な患者であって、患者の症状からみて、当該医療機関の設備等では十分な診療ができず、医師の指示により緊急に転院する場合

(エ) 医療の給付対象として認められている移植手術を行うために、臓器等の摘出を行う医師等の派遣及び摘出臓器等の搬送に交通費又は搬送代が必要な場合(ただし、国内搬送に限る。)

イ 例外的給付

上記アの範囲で対応が困難な場合について

(旧)

本料の範囲内において必要な額を認定して差し支えないこと。

- (6) 指定医療機関が、医療券によって診療を行なった場合には、診療報酬明細書又は(法人)訪問看護療養費明細書に必要事項を記載して発行した福祉事務所ごとにとりまとめ、当月診療分を所定の様式による診療報酬請求書添付を添えてこれらの書類を翌月10日までに当該指定医療機関の所在する都道府県の社会保険診療報酬支払基金の支部(以下「支払基金」という。)に提出させるものとする。

5~8 (略)

9 移送の給付

移送の給付につき、申請があった場合には、給付要否意見書(移送)に必要事項を記載の上、すみやかに指定医療機関及び取扱患者において所定事項の記入を受け、福祉事務所長又は町村長に提出するよう指導して発行すること。

ただし、医療要否意見書等により移送を要することが明らかな場合で、かつ、移送に要する交通費等が確実に加算できる場合は、給付要否意見書(移送)の提出を求める必要はないこと。

なお、医療扶助による移送は、適当な交通機関により患者を輸送し、乗車券を控え、または必要な金額を給付する等の方法で行ない、その旨の記録を保存し、原則として領収書を徴すること。

移送の給付を行なうにあたって留意を要する点は次のとおりであること。

(1) 給付要否意見書(移送)の発行

要保患者の申請に基づき、給付要否意見書(移送)を発行するものとする。

(2) 移送給付方針および移送費

ア 給付方針

最低限度の移送を、原則として現物給付するものとし、その範囲は次によること。

(ア) 入院、入院、退院、測院、検診金

ては、例別にその内容を要領し、次に掲げる事項に該当するものと認められる場合には例外的に要領を行って差し支えないこととする。

なお、その場合でも受診する医療機関については、原則として福祉事務所管内の医療機関に限るものであること。

また、給付については、深遠に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて最も経済的な経路及び交通手段によって行うものであること。

(ア) 身体障害等により、電車・バス等の利用が著しく困難な者であつて、当該者が最寄りの医療機関を受診する際の交通費が必要な場合

(イ) へき地等により、最寄りの医療機関に電車・バス等により受診する場合であつても当該受診に係る交通費の負担が高額になる場合

(ウ) 検診命令により検診を受ける際に交通費が必要となる場合

(三) 医師の往診等に係る交通費又は燃料費が必要となる場合

(2) 給付手続

ア 一般的給付

被保険者から申請があつた場合、給付要否意見書(移送)により主治医の意見を照会するとともに、福祉事務所において移送を必要とする内容を照会の上、給付の決定を行うこと。

なお、緊急の場合であつて、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合については、事後の申請であっても内容照会の上、給付を行って差し支えないこと。

イ 例外的給付

被保険者から申請があつた場合、給付要否意見書(移送)により主治医の意見を照会するとともに、その内容に関する関係医療機関及び必要に応じて検診命令を行い、次に掲げる事項を把握した上で、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の料率、経路及び利

合による受診又は外泊(病院長が精神探傷等入院患者の治療効果を判断するために、当該患者を一時外泊させてその病状の経過を観察することが適当であると認めた場合に限る。)に伴う移送のための交通費(付添、供血又は死体腎の移植を必要とする事にやむを得ない事情があるときは、付添人、供血者又は腎抽出のため派遣された医師についても認められること。)

(イ) 医療機関の自家用車およびこれに準ずるもの以外の交通機関による往診等のための交通費

(ウ) 医療機関の自家用車による往診等の場合は、その燃料代

(三) 死体腎を移植するために抽出腎を搬送した場合は、その搬送代(ただし、国内搬送に限る。)

イ 費用

最小限度の要費(弁当代または付添者の日当等を必要とする場合は、これらを含む。)の額とすること。

用する交通機関を決定すること。

(ア) 病状等から徒歩又は電車・バスを利用して受診等を行うことが可能か

(イ) 受診する医療機関は、必要な医療の提供が可能な医療機関のうち最寄りの医療機関であるか

なお、移送の際に利用する交通機関については、地域の寄附料金や複数事業者の見積等により検討を行った上で、最も経済的な交通機関を福祉事務所において決定すること。

また、福祉事務所において給付を決定する以前に交通機関を利用した際の交通費や、福祉事務所において決定した医療機関、受診日数の程度、経路、交通機関と異なることにより生じた交通費については、原則として給付の対象にならないものであること。

なお、翌月にわたって移送の給付を必要とするときは、引き続き移送の給付を行って差し支えないが、その寄が3か月を隔えて移送の給付を必要とするときは、第4月分の移送を決定する前にあらかじめ給付要否意見書(移送)等を作成し、継続の要否を十分に検討すること。

(3) 費用

ア 移送に要する費用は、傷病等の状態に応じ、最も経済的な方法及び経路により移送を行ったものとして算定される交通費(医学的必要性のため付添人を必要とする場合に限り、当該付添人の交通費も含む。)

なお、身体障害者等の割引運賃が利用できる場合には、当該割引運賃を用いて算定した額とすること。

イ 当該料金の算定にあたっては、領収書、複数事業者の見積書、地域の寄附料金等の追加資料に基づき、額の決定を行うこと。

第4 医療扶助指定機関
1 医療機関指定基準

イ 感染症の予防及び感染症の患者に対す

第4 医療扶助指定機関
1 医療機関指定基準

イ 要人保体法第25条第3項第2号の規定による定め

ウ 感染症の予防及び感染症の患者に対す